## 第51回社会保険労務士試験解答

下記は、すべて令和元年8月28日 16:00 時点での、うかる!社労士シリーズ 執筆陣による予想正答です。今後、変更する可能性があります。 正式解答は 11 月8日(金)に試験センターより発表されます。



## 択一式 解答

	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問 10
労働基準法及び 労働安全衛生法	Α	C	C	С	В	D	В	D	E	С
労災保険法 (徴収法含む)	Ш	O	O	Е	۵	В	A	۵	В	С
雇用保険法 (徴収法含む)	Е	A	В	D	В	С	۵	ш	Α	С
労働及び社会保険 に関する一般常識	Α	Ш	A	В	۵	Α	O	D	E	Α
健康保険法	С	Δ	Ш	В	Ш	D	A	Ш	D	С
厚生年金保険法	E	С	Α	D	E	E	D	В	Α	В
国民年金法	С	C	В	E	C	Α	D	D	E	Α

## 選択式 解答

労働基準法 及び 労働守全 衛生法       A ① 支給対象期間と時期的に対応する期間 と 大会保険に 労働する で ③ 労働時間 関する で ③ テの保健医療の向上及び福祉の増進				
及び 労働安全 衛生法         B         ② 支給対象期間と時期的に対応する期間 日の名         社会保険に 関する 一般常識 日の名         B         ② 50,000 円 ② 70 機能医療の向上及び福祉の増進           労働者災害 補償保験法         日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	兴压甘油土	A ⑪ 平均賃金	A 16 その資格を喪失した後3か月以内	
労働安全 衛生法         C         第 分働物間 単元         関する 一般常識         C         ⑥ その保健医療の向上及び福祉の増進 更定的な財政運営           労働者災害 補償保険法         A         ② 労働基準         A         ③ 9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管業する           B         ④ 二次健康診断等         B         ⑥ 4月5日から           C         ③ 傷病         D         ① 3 当該事業年度及びその直前の2事業年度内 E           E         ④ 1年         D         ① 3 当該事業年度及びその直前の2事業年度内 E         ② 12 分の1           A         ⑤ 疾病又は負傷         A         ① 発する日から起算して10日           B         ⑦ 通算して7日         A         ① 発する日から起算して10日           B         ② 12 余の1         A         ① 発する日から起算して10日           B         ② 2 3月から翌年2月         C         ② 保険給付の額           D         ② 3月から翌年2月         E         ⑤ 当該2月の支払期月           A         ⑤ 技能士         A         ⑥ 将来の給付の貴重な財源           B         ⑦ 35         B         ① 国民年金事業の運営の安定           C         ② 保険料の徴収上有利         D         ① 納期限の翌日から徴収全完納又は財産差押の日の前日		B ⑫ 支給対象期間と時期的に対応する期間	社会保険に B ② 50,000円	
衛生法       D       ④ 快適な職場環境       一般常識       D       ⑤ 安定的な財政運営         E       ⑩ 労働衛生コンサルタント       E       ⑪ 障害認定日から 70歳に達する日の前日         A       ② 労働基準       A       ③ 9月 30 日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管筆する         B       ④ 二次健康診断等       B       ⑥ 4月5日から         C       ③ 傷病       D       ① 3 当該事業年度及びその直前の2事業年度内 E         E       ④ 1年       A       ① 発する日から起算して10日         B       ⑦ 通算して7日       F生年金保険法       A       ① 発する日から起算して10日         B       ② 小業を開始した日 保険法       C       ① 保険給付の額         D       ⑥ 引き続き30日       E       ⑩ 保険給付の額         D       ② 通算して12箇月       A       ⑥ 将来の給付の責重な財源         B       ⑦ 35       B       ① 国民年金事業の運営の安定         C       ⑫ えるぼし       D       ⑩ 納期限の翌日から徴収上有利         D       ⑪ 納期限の翌日から徴収全完納又は財産差押の日の前日		C ⑨ 労働時間	関する C ⑱ その保健医療の向上及び福祉の増進	
労働者災害 補償保険法       A       ② 労働基準       機康保険法       A       ③ 9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する         B       ④ 二次健康診断等       B       ⑥ 4月5日から         C       ③ 傷病       C       ① 日         D       ④ 10 日       E       ④ 12 分の1         A       ⑤ 疾病又は負傷       A       ① 発する日から起算して10 日         B       ⑦ 通算して7日       B       ⑥ 24 か月分以上及び5千万円以上         C       ② 休業を開始した日       B       ⑥ 24 か月分以上及び5千万円以上         C       ② 3月から翌年2月       E       ⑤ 実験給付の額         D       ② 3月から翌年2月       E       ⑤ 当該2月の支払期月         A       ⑥ 技能士       A       ⑥ 将来の給付の貴重な財源         B       ⑦ 35       B       ① 国民年金事業の運営の安定         その他の 労働に関する 一般常識       D       ⑥ すべての年齢階級で上昇       E       ② 保険料の徴収上有利         D       ⑪ 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日       D       ⑪ 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日	25 In 25 =	D ④ 快適な職場環境	一般常識 D ⑤ 安定的な財政運営	
労働者災害 補償保険法       日本の性原診断等       健康保険法       健康保険法       日本の住産を設定します。       原生年金       原生年金       原生年金       原生年金       保険法       日本の地の       日本の地の       日本の地の       日本の地の       日本の土地市       日本の土地市       国民年金法       日本の土地市       日本の土地市       日本の土地市       国民年金法       日本の土地市       国民年金書業の運営の安定       日本の土地市       日本の土地市       日本の土地市       日本の土地市       日本の土地市       日本の土地市       「おおいこれでは財産差押の日の前日         労働に関する・一般常識       日本の土地市       日本の土地市 <th rowspa<="" td=""><th><b>用</b>生法</th><td>E ® 労働衛生コンサルタント</td><td>E ⑪ 障害認定日から 70歳に達する日の前日</td></th>	<th><b>用</b>生法</th> <td>E ® 労働衛生コンサルタント</td> <td>E ⑪ 障害認定日から 70歳に達する日の前日</td>	<b>用</b> 生法	E ® 労働衛生コンサルタント	E ⑪ 障害認定日から 70歳に達する日の前日
労働者災害 補償保険法C ③ 傷病健康保険法C ① 日D ④ 10 日D ③ 当該事業年度及びその直前の2事業年度内E ④ 1年E ⑨ 12分の1A ⑤ 疾病又は負傷A ① 発する日から起算して10 日B ⑦ 通算して7日B ⑧ 24か月分以上及び5千万円以上C ② 休業を開始した日C ⑨ 保険給付の額D ⑥ 引き続き30 日D ② 3月から翌年2月E ⑩ 通算して12箇月E ⑤ 当該2月の支払期月A ⑥ 技能士A ⑥ 将来の給付の貴重な財源B ⑦ 35B ⑦ 35C の他のC ⑫ えるぼし労働に関する 一般常識D ⑧ すべての年齢階級で上昇 国民年金法 C ⑩ 保険料の徴収上有利 D ⑪ 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日		A ② 労働基準	•	
補償保険法       C ③ 物納       D ④ 10 日       D ⑤ ③ 当該事業年度及びその直前の2事業年度内         E ④ 1年       E ⑤ 12 分の1         A ⑤ 疾病又は負傷       A ① 発する日から起算して 10 日         B ⑦ 通算して7日       B ⑥ 24 か月分以上及び5千万円以上         C ② 休業を開始した日       C ① 保険法         D ⑥ 引き続き 30 日       D ② 3月から翌年2月         E ⑥ 当該2月の支払期月       A ⑥ 将来の給付の貴重な財源         B ⑦ 35       B ① 国民年金事業の運営の安定         その他の       C ② 保険料の徴収上有利         労働に関する 一般常識       D ⑥ すべての年齢階級で上昇       T ② 保険料の徴収上有利         D ① 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日       D ① 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日	労働者災害	B ④ 二次健康診断等	B ⑥ 4月5日から	
雇用保険法       A ⑤ 疾病又は負傷       A ① 発する日から起算して10 日         B ⑦ 通算して7日       B ⑥ 24 か月分以上及び5千万円以上         C ② 休業を開始した日       C ③ 保険給付の額         D ⑥ 引き続き30 日       D ② 3月から翌年2月         E ⑥ 道算して12 箇月       E ⑤ 当該2月の支払期月         A ⑥ 将来の給付の貴重な財源         B ⑦ 35       B ① 国民年金事業の運営の安定         その他の労働に関する 一般常識       D ⑥ すべての年齢階級で上昇       E ② 12 分の1         A ⑥ 保険料の徴収上有利       D ① 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日	補償保険法	C ③ 傷病	健康保険法 С ① 日	
雇用保険法A ⑤ 疾病又は負傷P生年金 保険法A ① 発する日から起算して10日C ② 休業を開始した日 D ⑥ 引き続き30日 E ② 通算して12箇月B ⑧ 24 か月分以上及び5千万円以上 保険法C ⑨ 保険給付の額 D ② 3月から翌年2月 E ⑤ 当該2月の支払期月A ⑥ 技能士 その他の 労働に関する 一般常識A ⑧ 将来の給付の貴重な財源 B ⑦ 35 C ② えるぼし D ⑩ すべての年齢階級で上昇A ⑧ 将来の給付の貴重な財源 B ① 国民年金事業の運営の安定		D ④ 10 日	D ③ 当該事業年度及びその直前の2事業年度	
雇用保険法       B ⑦ 通算して7日       厚生年金       保険法       B ⑧ 24か月分以上及び5千万円以上         C ② 休業を開始した日       保険法       C ⑬ 保険給付の額         D ⑯ 引き続き 30 日       E ⑫ 通算して 12 箇月       E ⑮ 当該2月の支払期月         A ⑮ 技能士       A ⑱ 技能士       A ⑱ 将来の給付の貴重な財源         B ⑦ 35       B ⑪ 国民年金事業の運営の安定         C ⑫ えるぼし       C ⑫ 保険料の徴収上有利         D ⑱ すべての年齢階級で上昇       D ⑪ 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前のの日の前日		E ④ 1年	E 9 12分の1	
雇用保険法       C       ② 休業を開始した日       厚生年金 保険法       C       ③ 保険給付の額         D       ⑥ 引き続き 30 日       E       ② 3月から翌年2月         E       ① 通算して 12 箇月       E       ⑤ 当該2月の支払期月         A       ⑤ 技能士       A       ⑧ 将来の給付の貴重な財源         B       ⑦ 35       B       ① 国民年金事業の運営の安定         C       ① えるぼし       C       ② 保険料の徴収上有利         D       ⑩ 対づての年齢階級で上昇       D       ⑪ 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日		A ⑤ 疾病又は負傷	A ① 発する日から起算して 10 日	
雇用保険法       C       ② 休業を開始した日       保険法       C       ⑤ 保険給付の額         D       ① 3月から翌年2月       E       ① 3月から翌年2月         E       ① 通算して12 箇月       E       ⑤ 当該2月の支払期月         A       ⑤ 技能士       A       ⑧ 将来の給付の貴重な財源         B       ⑦ 35       B       ① 国民年金事業の運営の安定         C       ① えるぼし       C       ② 保険料の徴収上有利         D       ⑩ 対づての年齢階級で上昇       D       ⑪ 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日		B ⑦ 通算して7日		
D 16 引き続き 30 日D 2 3月から翌年2月E 17 通算して 12 箇月E 15 当該2月の支払期月A 15 技能士A 8 将来の給付の貴重な財源B 7 35B 1 国民年金事業の運営の安定その他の 労働に関する 一般常識C 10 えるぼし国民年金法D 18 すべての年齢階級で上昇D 10 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日	雇用保険法	C ② 休業を開始した日	C 19 保険給付の額	
労務管理       A       ⑤ 技能士       A       ⑧ 将来の給付の貴重な財源         その他の       C       ② 35       国民年金事業の運営の安定         C       ② えるぼし       国民年金法       C       ② 保険料の徴収上有利         D       ⑩ すべての年齢階級で上昇       D       ⑪ 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日		D 16 引き続き30日		
労務管理 その他の		E ① 通算して 12 箇月	E ⑮ 当該2月の支払期月	
その他の     C     ② えるぼし     国民年金法     C     ② 保険料の徴収上有利       労働に関する 一般常識     D     ① すべての年齢階級で上昇     D     ① 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日		A ⑤ 技能士	A ⑧ 将来の給付の貴重な財源	
労働に関する 一般常識     D     (1) えるはし     国民年金法     C     (2) 保険料の徴収上有利       D     (3) すべての年齢階級で上昇     D     (7) 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日	労務管理	В ⑦ 35	B ① 国民年金事業の運営の安定	
労働に関する 一般常識       D       ® すべての年齢階級で上昇       D       ① 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押 の日の前日	その他の	C ⑫ えるぼし	国民年金法 C ② 保険料の徴収上有利	
E ② 2 E 16 納期限の翌日から3月		D 18 すべての年齢階級で上昇	B	
		E ② 2	E ⑥ 納期限の翌日から3月	